## 企業立地にかかる優遇制度のご案内

- ◆敦賀市が造成した<u>産業団地以外の場所</u>に工場等を設置する場合
- ・企業立地促進補助金(I)

	補助要件				阳麻药	(O-1-1-1	<b>六</b> 4中華
区分	投下固定 資産額	新規雇用者	補助対象項目	補助率	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限
	10 億円以上	20 人以上		20%	3 億円	9 億円	1 年以内 (操業開 始後)
製造業物流関連産業	3 億円以上	15 人以上			1億5千万円		
	1 億円以上	10 人以上			1 億円		
	10 億円以上	20 人以上	のよれ 建物の取得素		2億4千万円	7億2千万円 3億6千万円 3億6千万円	
	3 億円以上	15 人以上	①土地、建物の取得費 ②造成費		1億2千万円		
	1 億円以上	10 人以上	③建物建設費		8 千万円		
情報サービス業	5 千万円以上	10 人以上	④機械設備等取得費		1億2千万円		
間報サービス来	3 千万円以上	5 人以上	⑤緑化費 		8 千万円		
試験研究所	5 千万円以上	5 人以上			1億2千万円		
植物工場	1 億円以上	10 人以上			1億2千万円	3億6千万円	

- ◆敦賀市が造成した<u>産業団地</u>に工場等を設置する場合
- 特定地域企業立地促進補助金(Ⅱ)

_	17.20-31.20-									
		補助要件				補助率	限度額 (1回あたり)	総交付限度額		
区分		投下固定	新規雇用者		補助対象項目				交付申請 期限	
	資産額	新設	増設			(1回めたり)		光月月文		
	製造業及び製造業の 付随業務 <sup>注 2</sup>	20 億円以上	30 人以上	25 人以上	①土地取得費 ②建物建設費		4 億円		1年以内	
	(敦賀市産業団地)	10 億円以上	20 人以上	15 人以上	③機械設備等	20%	3 億円	12 億円	(操業開	
製造業、物流関連産業(敦賀市第2産業団地)	3 億円以上	15 人以上	10 人以上	取得費 ④緑化費		1億5千万円		始後)		

### ◆雇用補助金 ((I)(I) 該当事業者)

区分	補助要件	補助対象項目	補助額	限度額	総交付	交付申請
				(1 回あたり)	限度額	期限
製造業	   企業立地促進補助金( I )		正規雇用者			
物流関連産業	又は特定地域企業立地促	   事業所の建設に伴う	30 万円/人			1年以内
情報サービス業		事業所の建設に任う   雇用拡大に対する経費	市外からの	4千5百万円	4千5百万円	(操業開
試験研究所		作用派人に対する性質	転入者			始後)
植物工場	EXV CVISCE		45 万円/人			

### ◆空き施設活用補助金 ((I)該当事業者)

区分	補助要件	補助対象項目	補助率	限度額 (1 回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限
製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場	企業立地促進補助金(I)の 交付指定を受けていること 延床面積 600 ㎡以上(情報 サービス業は 200 ㎡以上)	土地建物に係る賃借経費	賃借料 3年分 ×1/2	3 千万円	3 千万円	3年以内 (操業開 始後)

- 注 1) 操業開始期限: 用地を取得し事業所を建設する事業者は用地取得後3年以内、既に用地を取得している事業者、既存建物を 取得するなど建物を建設しない事業者及び建物を賃借により取得し操業する事業者は、事業所等建設(改修) 工事着工後2年以内とする。ただし、特別な事情により操業開始期限を超えることを市長が認めた場合は、 この限りではない。
- 注 2) 製造業の付随業務:製造業を経営していく上で、付随的に行われる梱包、運送、保管、情報処理、開発試作等の業務をいう。
- 注3) 補助金額の端数処理:算出した額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てる。
- 注4) 補助金を受領した事業者が一定期間内に事業を廃止または休止等があった場合は、補助金の返還を命じる場合がある。

#### ◆原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金(通称:F補助金)

区分	給付対象項目	要件	内容							
製造業 自治体の誘致企業	支払った電気料金	工場・事業所などの新設雇用人数 が3人以上増加	契約電力×(算定単価 – 交付金単価)×月数 ※支払った電気料金の約4割が最大8年 間還付される							

- ◆固定資産税の不均一課税について
- ・令和 13 年 3 月 31 日までに取得された固定資産で、次の要件に該当する場合は課税の特例(不均一課税)が受けられます。
- ・不均一課税をする期間は、当該固定資産税を新たに課することとなった年度以降3か年度です。

対象事業の種類	対象事業ごとの要件	対象となる資産	不均一課税の税率
製造業	・減価償却資産の取得価額合計が	指定区域内に新設または増設し	・初年度 0%
道路貨物運送業、こん包業	2,700万円超	た資産	・第2年度 0.35%
または卸売業	・さらに道路貨物運送業、		・第3年度 0.7%
	こん包業または卸売業は		※第4年度以降は通常の税率
	雇用者が15名超		(1.4%)

- ☞ 福井県と敦賀市の優遇制度は併用することができるため、 イニシャルコストを抑えることができます!
- ⇒ 敦賀市は電気料金の安価な北陸電力管内であることに加えて、F補助金が活用できるため、電力を多量に消費する産業の立地に最適な地域です!

お問い合わせ先

敦賀市商工貿易振興課

TEL: 0770-22-8122

E-mail: syoukou@ton21.ne.jp

# 敦賀市補助制度のご案内

敦賀市では企業立地をサポートする優遇制度を設けており、敦賀市内への企業立地を 支援しています。国・電源地域振興センター(F補助金)、福井県、敦賀市の優遇制度を 組み合わせることにより、投資額を大幅に軽減することが可能です。



### (1)企業立地促進補助金(一部抜粋)

- ◆対象 ①製造業、②物流関連産業、③情報サービス業、試験研究所、植物工場
- ◆補助率 20%
- ◆限度額 ①3億円、②2億4千万円、③1億2千万円 ※1回あたり
- ◆備考 産業団地に進出の場合は最大4億円(製造業、物流関連産業のみ) 企業立地促進補助金対象者は雇用補助金も利用可 ※限度額4千5百万円

## (2)IT·新分野事業支援補助金

- ◆対象 情報サービス業または日本標準産業分類に定義できない新分野事業
- ◆補助率 2/3
- ◆限度額 500万円

### (3)サテライトオフィス補助金

- ◆対象 市内にサテライトオフィスを設置する事業者(IT、事務系)
- ◆補助率 県外事業者1/2(対象経費によっては1/1のものあり) 市外事業者1/2
- ◆限度額 県外事業者2400万円(オプション支援込) 市外事業者250万円

上記補助金利用の際に新規雇用3名以上であれば、電気料金が最大約4割補助される①原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)が利用可能です。また、F補助金とは別で②原子力発電施設等周辺地域交付金が活用できます。⇒①、②合わせて電気料金が最大約5割補助!!

問合せ先

敦賀市役所商工貿易振興課

TEL: 0770-22-8122 E-mail: syoukou@ton21.ne.jp

※交付にあたっての条件等がありますので、詳細は商工貿易振興課までお問合せください。

補助事業名称		サテライトオフィス誘致補助金			サテライトオフィス整備補助金			IT·新分野支援事業補助金		
事業主体		県、市(交付窓口は市)			市			市		
	SO立地場所	袑	a井県内(敦賀市内	3)	敦賀市内				敦賀市内	
補助要件	事業者	県外企業のみ (県内新規立地 or 新規立地の事業開始から 10年以内に着手する2回目以降の新設または増設)			県内新規立地を問わない (市外、市内企業も利用可)			県内新規立地を問わない (市外、市内企業も利用可)		
	対象業種	不問( <i>t</i> :	とだし、販売店舗等	を除く)	不問(#	とだし、販売店舗等	を除く)	情報	サービス業、新分野	<b></b>
	新規雇用	① 3名以」	上 、②U・Iターン	者1名以上		1名以上			3名以上	
	SO立地後の事業継続期間	5年以上				3年以上			5年以上	
	<項目>		補助率	限度額		補助率	限度額		補助率	限度額
対象 経費 対 象 : O	土地建物取得·改修費	0		①1,500万円 (3年間) ② 750万円 (3年間)	0	2分の1	250万円	0	3分の2	500万円
	事務機器等取得費	0	2分の1 (うち市町 2分の1負担)		0	271071	2307311	0	371072	2007][]
	土地建物賃借料	0						-		
	事務機器等リース料	0						-		
対象外: -	通信回線料	0	全額		_			_		
	新規雇用(U・Iターン)	0	30万円/人	270万円	_			_		
	子育て世帯(U・Iターン者)雇用	0	50万円/人	450万円	_			_		
	住居賃借料(U・Iターン者)	0	2分の1	180万円	_			_		
	財産処分(補助金を充当したも のに限る)	国の定める資産こ ものを処分する場	ごとの処分制限期間 合は、返還(一部)	聞を超えていない 区還)	規定なし			規定なし		
返還規定	事業継続期間	5年未満に廃止、休止したとき ⇒ 100%返還			1年未満に廃止、休止したとき ⇒ 補助金額100%を返還 1年以上2年未満に廃止、休止したとき ⇒ 補助金額70%を返還 2年以上3年未満に廃止、休止したとき ⇒ 補助金額40%を返還			1年未満に廃止、休止したとき ⇒ 補助金額100%を返還 1年以上2年未満に廃止、休止したとき ⇒ 補助金額80%を返還 2年以上3年未満に廃止、休止したとき ⇒ 補助金額60%を返還 3年以上4年未満に廃止、休止したとき ⇒ 補助金額40%を返還 4年以上5年未満に廃止、休止したとき ⇒ 補助金額20%を返還		
	他要件(雇用要件) 充足することで返還不要 カ				充足することで返還不要		充足することで返還不要			